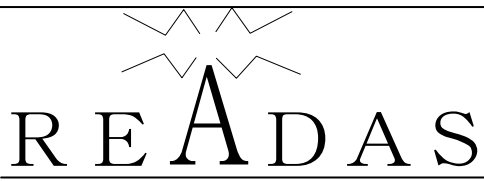


第 5224 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 5月14日 木曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 法人への贈与

Q：法人へ個人の財産を贈与したら、法人に贈与税がかかるのですか？

A：贈与税はかからず、法人税がかかります。

【解説】

個人から法人への贈与は、原則として、贈与税はかからず、かわりに法人税が課せられることになっています。ただし、一定の法人については、個人とみなして贈与税が課せられることもあります。また、この場合には贈与した個人について、譲渡所得税がかかる（譲渡所得税の対象になる資産を贈与した場合）ことがありますので注意が必要です。これらをまとめると次のようになっています。

①受贈者の課税

- イ. 一般法人…益金に算入されて法人税の課税対象に
- ロ. 人格のない社団又は財団…個人とみなして贈与税の対象に
- ハ. 持分の定めのない法人…贈与により特定の者の贈与税が不当に軽減されると認められる場合は、個人とみなして贈与税の対象に

②贈与者の課税

- イ. 個人から一般法人…みなし譲渡所得課税、贈与により株価が上がる場合は株主に対して贈与税課税
- ロ. 個人から人格のない社団又は財団…みなし譲渡所得課税
- ハ. 個人から持分の定めのない法人…みなし譲渡所得課税（一定の場合は非課税）

